

組合規約

令和4年11月

中北薬品労働組合

目 次

規 約

第1章 総 則	1
第2章 組 合 員	2
第3章 機 関	3
第4章 書記局と専門部	5
第5章 役員並びに幹部	6
第6章 会 計	8
第7章 賞 罰	8
第8章 附 則	9

規 程

選 挙 規 程	10
議 事 規 程	14
専従役員職員取扱規程	17
労働金庫対策委員会規程	19
組合事務規程	21

規 約

第 1 章 総 則

第 1 条 (名 称)

この組合は中北薬品労働組合とよび、事務所を名古屋市中区丸の内3丁目4番24号中北薬品株式会社内に設置する。

第 2 条 (組 織)

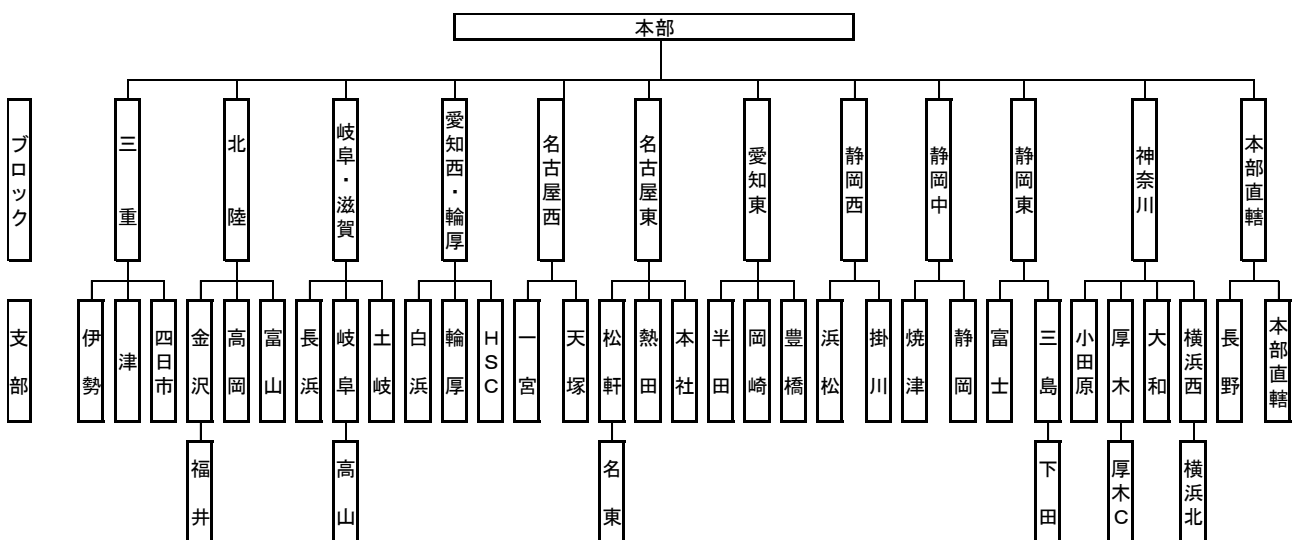
組合は中北薬品株式会社の従業員で組織する。

第 3 条 (ブロック・支部の設置)

関連会社出向者は原則組合本部直轄とする。

組合は次のブロック・支部（各支部はブロックに所属する）を設置する。

ブロック・支部は委員会の議を経て変更できる。



第 4 条 (法人格)

組合は法人とする。

第 5 条 (上部団体)

組合は全中北労働組合連合会に加盟する。

第 6 条 (目 的)

この組合は組合員の団結と相互扶助によって労働条件の維持改善、組合員の生活を守り社会的・経済的地位の向上をはかる事を目的とする。

第 7 条 (事 業)

この組合は前条の目的を達成する為、次の事業を行なう。

1. 労働条件の締結、その他目的達成の為の団体交渉
2. 生産性の向上と企業の民主化
3. 組合員の福利厚生に関する事
4. 組合員の教育啓蒙に関する事
5. その他目的達成に必要な事項

第 8 条 (組合の運営)

組合の運営はこの組合規約（以下規約という）による。

第 2 章 組 合 員

第 9 条 (ユニオンショップ)

組合員は第2条に規定する従業員であると同時に従業員は組合員でなければならない。

但し、第10条に定められた者を除く。

第10条 (非組合員の範囲)

前条の但し書きに定められた非組合員の範囲は次のとおりとする。

1. 部長代理以上の役職にある者
2. 支店長、工場長、センター長、マネージャー
3. 本社総務人事及び企画、秘書業務等に携わる者
4. 管理薬剤師
5. 嘱託、再雇用者及び見習期間中の者、パートタイマー、アルバイト、契約社員
6. 役職定年時非組合員であった者
7. 前各号以外の従業員で会社及び出向先・組合双方で協定した者

第11条 (加入の手続)

組合に加入する者は所定の申込書に必要事項を記入し、第54条に定める組合加入金200円を添えて、支部を通じて中央執行委員長に届出るものとする。

但し、同時に全労済出資金100円を合わせて徴収し連合会を通じて全労済に納入する。

第12条 (資格の取得)

組合員の資格は会社と雇用関係が結ばれたとき及び第10条に定める規定に該当しなくなったとき、いずれも加入手続を完了した日より発生する。

第13条 (組合員の資格)

何人もいかなる場合においても人種・宗教・性別・門地・信条または身分によって組合員たる資格を奪われない。

第14条 (平等の喪失)

組合員は次の各号のいずれかに該当する時はその資格を失う。

1. 退職した時、また解雇された時
2. 非組合員の規定に該当した時
3. 除名された時
4. 死亡した時

第15条 (平等の原則)

組合員はこの規約の下に平等な権利と義務を有する。

第16条 (組合員の権利)

組合員は次の権利を有する。

1. 組合の各種活動に参加すること
2. 組合の役員、幹部を選挙し、また選挙されてこれに就任すること
3. 所定の手続きを経て各機関の活動について報告を求め、又自由に意見を發表すること
4. 組合の獲得した利益および組合の各事業の特典を享受すること

第17条（組合員の義務）

組合員は次の義務を負う。

1. 組合の綱領、規約および機関の決定事項を遵守し、組合の正常な発展に協力すること
2. 投票に参加すること
3. 各会議の構成員になった組合員はその会議に出席し決議に参加すること
4. 所定の組合費を納入すること

第 3 章 機 関

第18条（機関の種類）

組合に次の機関をおく。

1. 大 会
2. 委員会
3. 中央執行委員会

第19条（議事の運営）

議事の運営については別に定める議事規程による。

第 一 節 大 会

第20条（最高決議機関）

大会は組合の最高決議機関であって役員ならびに代議員をもって構成し中央執行委員長が召集する。但し、役員は決議権を持たない。

第21条（大会の開催）

- ① 大会を定期大会と臨時大会にわけ、定期大会は毎年1回原則として6月もしくは7月に開催する。
- ② 臨時大会は次の場合開催する。
 1. 中央執行委員会が開催の必要を認めたとき
 2. 代議員の3分の1以上の要求があったとき

第22条（成立の要件）

- ① 大会は代議員の2分の1以上の出席（委任を含む）により成立する。
- ② やむを得ず大会に出席できない代議員は大会議長に決議権を委任することができる。

第23条（大会付議事項）

次の事項は大会で決定しなければならない。

1. 基本方針、活動報告、予算及び決算
2. 組合規約の制定改廃
3. 罷業権の行使
4. 組合の合併または解散
5. 組合役員の選出

6. 資産の処分
7. 組合員の賞罰
8. 制裁についての不服の処理
9. その他特に重要な事項

第24条（決議の特例）

- ① 前条2・3・4・5号については代議員の直接無記名投票によらなければならない。
- ② 前条第2・3号は代議員の過半数、第4号は代議員の4分の3以上の決議を必要とする。

第25条（代議員の選出）

代議員は各支部において組合員の直接無記名投票により選出するが、詳細については別に定める選挙規程による。

第 二 節 委 員 会

第26条（大会に次ぐ決議機関）

委員会は大会に次ぐ決議機関であって役員および委員をもって構成し中央執行委員長が招集する。

（但し、中央執行委員長が必要と認めた時は、顧問、特別中央執行委員、会計監査の出席を要請する事が出来る。）

第27条（委員会の開催）

委員会は次の場合に開催する。

1. 中央執行委員長が必要と認めたとき
2. 委員の3分の2以上の要求があったとき

第28条（成立の要件）

- ① 委員会は委員の3分の2以上の出席（委任を含む）により成立する。
- ② やむを得ず委員会に出席できない場合は委員会議長に決議権を委任することができる。

第29条（委員会の責任）

委員会は決議事項については大会に対し責任を負う。

第30条（委員会付議事項）

- （1）大会の決議により付託された事項
- （2）労働条件の締結と改廃
- （3）給与に関する重要事項
- （4）規約に基づく諸規程、規則の制定・改廃
- （5）追加予算の決定および予備費の支出
- （6）寄付金の受入
- （7）役員ならびに幹部の数および選出基準の決定
- （8）組合員の制裁
- （9）専従する専任者及びその期間の決定
- （10）特に大会を招集するに至らない程度の事項

第31条（委員の選出）

委員は各支部において組合員の直接無記名投票により選出するが、詳細については別に定める選挙規程による。

第 三 節 中央執行委員会

第 3 2 条（執行機関）

中央執行委員会は、組合の執行機関であつて中央執行委員長、副中央執行委員長、中央書記長、副中央書記長および中央執行委員をもって構成し、中央執行委員長が招集する。但し、中央執行委員長が必要と認めた時は、顧問、特別中央執行委員の出席を要請する事が出来る。

第 3 3 条（中央執行委員会の任務と権限）

1. 大会および委員会の決定事項の執行
2. 組合活動に関する企画立案
3. 緊急事項ならびに日常業務の処理
4. 大会および委員会上程議案の作成ならびに決定
5. 給与、一時金の妥結の諾否

第 3 4 条（中央執行委員会の責任と義務）

中央執行委員会は業務の執行について大会ならびに委員会に対し責任を負う。

第 3 5 条（中央執行委員会の開催）

中央執行委員会は次の場合に開催する。

1. 中央執行委員長が必要と認めたとき

第 3 6 条（成立の要件）

- ① 中央執行委員会は構成員の 3 分の 2 以上（委任を含む）の出席により成立する。
- ② やむを得ず中央執行委員会に出席できない場合は中央執行委員長に決議権を委任することができる。

第 3 7 条（中央執行委員の決定）

中央執行委員は、各ブロックに 1 名とし大会において選出するが、詳細については、別に定める選挙規程による。

第 4 章 書記局と専門部

第 一 節 書 記 局

第 3 8 条（書記局と専門部の設置）

中央執行委員会はその業務を遂行するために書記局と専門部を設ける。

第 3 9 条（書記局の構成と任務）

書記局は中央書記長・副中央書記長および書記をもって構成し中央書記長の統括のもとに組合の日常業務を処理する。

第 4 0 条（分掌業務）

書記局の分掌業務は次の通りとする。

1. 組合の証印保管・予算・決算・会計・出納保管に関する事項
2. 会議の開催準備と記録の作成保管、各専門部内の連絡、その他いずれにも属さぬ事項

第 二 節 専 門 部

第 4 1 条（専門部の種類）

4 専門部を設置し次の業務を行なう。

1. 組織調査部
労働諸条件、社会情勢等の調査及び支部との連絡
2. 教育宣伝部
各種組合員教育の実施及び組合諸活動のPR
3. 厚生部
苦情処理、福利厚生事業の実施
4. 青年対策部
青年対策部のもとに青年協議会を設置
組合員対策および文化体育活動

第 4 2 条（専門部長）

各専門部に部長をおき、部長は中央執行委員長が中央執行委員の中より任命する。

第 5 章 役員並びに幹部

第 4 3 条（役員及び幹部の種類と定数）

組合に次の役員と幹部をおく。

1. 役 員

中央執行委員長	1 名
副中央執行委員長	若干名
中央書記長	1 名
副中央書記長	1 名
中央執行委員	若干名
会計監査	2 名
特別中央執行委員	若干名
顧問	1 名

（但し、顧問、特別中央執行委員は中央執行委員会の議を経て中央執行委員長が任命した場合のみ置くこととする。）

2. 幹 部

委員、代議員

（委員、代議員の定数は別に定める選挙規程による。）

第 4 4 条（役員および幹部の選出）

役員および幹部の選出に関しては別に定める選挙規程による。

第45条（役員の任務）

- ① 中央執行委員長はこの組合の代表者であってすべての業務を統括し、諸会議を招集し、かつ中央執行委員会の議長となる。
- ② 副中央執行委員長は中央執行委員長を補佐し、中央執行委員長が任務遂行不可能な場合、その業務を代行する。
- ③ 中央書記長は中央執行委員長および副中央執行委員長を補佐し、組合の日常業務を担当して書記局全般を統括するとともに各専門部間の連絡調整の任にあたる。
- ④ 中央執行委員は組合の具体的活動について企画立案し、各専門部の仕事を分担して組合業務の執行にあたる。
- ⑤ 会計監査は組合の会計および財産管理を監査し第56条の手続きを経て大会に報告する。
- ⑥ 顧問は組合の役員より相談・指示ある時は、その任にあたる。
- ⑦ 特別中央執行委員は中央執行委員と同じ任にあたるが、決議権は持たない。

第46条（幹部の任務）

- ① 委員は委員会における報告や審議決定事項を忠実に職場の組合員に知らせ、また職場の組合員の総意を委員会に反映させる任務がある。
委員は大会においては代議員となる。
- ② 代議員は大会において議案を審議決定するとともに報告決定事項を忠実に組合員に報告する任務がある。

第47条（役員の任期）

- ① 役員の任期は定期大会より翌々年の定期大会までとする。
- ② 重任はこれを防げない。
- ③ 顧問は中央執行委員長が任命した期間とする。

第48条（幹部の任期）

- ① 幹部の任期は選挙管理委員会が当選を確認し発表したときから翌々年の当選者確定時までとする。
- ② 重任はこれを防げない。

第49条（役員の兼任禁止）

役員は委員または代議員を兼ねることはできない。

第50条（辞任の決定）

- ① 役員は任期中に辞任しようとするときは代議員の過半数の決議により、幹部はその職場の組合員の過半数の決議と委員会の承認によって辞任できる。また、疾病その他やむを得ない理由により、任務を遂行する事ができない事を本人が申し出て、これを委員会が承認したとき
- ② 転籍等の正当な理由により、これを委員会が承認したとき

第51条（欠員の補充）

役員並びに幹部の欠員が生じた場合は、原則として補充選挙によって後任を決定する。後任者の任期は前任者の残りの期間とする。

但し、委員会の議を経て補充しないことができる。

第 6 章 会 計

第 5 2 条（組合の経費）

組合の経費は次の収入に以ってこれにあたる。

1. 組 合 費
2. 組合加入金
3. 寄 付 金
4. そ の 他

第 5 3 条（組合費）

- ① 組合費は組合員 1 人につき毎月、各自年齢給、業積給の 2 %の額を、また毎賞与時各自賞与額の 1 %の額を各々徴収する。但し、特別の事情のある場合は中央執行委員会の議を経て組合費を免除することがある。
- ② 一旦納入した組合費は返却しないものとする。
- ③ 賃金制度改定等で組合費の算出基準に変動が発生する場合は委員会の決議によって変更する事ができる。

第 5 4 条（加入金・寄付金）

- ① 組合加入金は組合加入時に 1 回限り 2 0 0 円とする。
- ② 寄付金は委員会の承認がなければこれを受ける事はできない。

第 5 5 条（収入・支出）

収入・支出の予算は定期大会に報告し、その承認を受けなければならない。

第 5 6 条（会計監査）

- ① 組合の財政状況および会計の正否を確認するため会計監査を行なう。
- ② 会計監査人として組合員の中から 2 名を選出する。
- ③ 外部会計監査人は公認会計士のうちより 1 名、中央執行委員会において決定し会計監査を受ける。

第 5 7 条（会計報告）

この組合の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌 3 月 3 1 日までとし、決算報告はその年度内の会計についての書類を作成し中央執行委員会で承認された職業的資格がある会計士の証明をつけて大会に報告し、年一回組合員にこれを公表しなければならない

第 5 8 条（会計の責任）

組合の会計および財産は、中央執行委員会の責任のもとに中央書記長が管理する。

第 7 章 賞 罰

第 5 9 条（表 彰）

- ① 組合員にして組合の目的達成のため功労があり、または組合の名誉を顕揚し組合員の模範たることが認められる場合にはこれを表彰する。
- ② 表彰は中央執行委員会の推薦に基づき大会の議を経て中央執行委員長が行なう。
- ③ 表彰は賞状を授与し記念品を贈る。
- ④ その他具体的措置についてはその都度決定する。

第60条（制 裁）

組合員にして次の各号の一に該当する行為があった場合には審査の上これを制裁する。

1. 組合の規約に違反し、または機関の決定に反する行為を行なったとき
2. 組合の団結、統制、秩序を乱した行為があったとき
3. 組合員の名誉を著しく損傷する行為があったとき
4. 組合員としての義務を怠ったとき

第61条（制裁の種類）

制裁は戒告、解任、権利停止、除名とする。

第62条（制裁の決定）

制裁はすべて委員会の決議によって行なう。

第63条（大会への提訴）

- ① 処分を受けた者がその処分につき不服のあるときは2週間以内に大会に対し提訴する権利がある。
- ② 懲戒処分されたものが大会に提訴した場合は大会で可否の定まるまでその処分を保留する。

第 8 章 附 則

第64条（定めのない事項）

この規約に定めのない事項については別に定める諸規程による。

第65条（改 正）

この規約は代議員の直接無記名投票による過半数の決議がなければ改正できない。

第66条（施 行）

この規約は昭和43年5月19日から施行する。

平成 5年 6月 5日一部改定
平成 8年 6月 1日一部改定
平成 9年 5月24日一部改定
平成10年 5月23日一部改定
平成12年 6月 3日一部改定
平成13年 6月 2日一部改定
平成14年 6月 1日一部改定
平成15年 6月 7日一部改定
平成17年 6月11日一部改定
平成19年 6月 2日一部改定
平成20年 4月16日一部改定
平成20年 6月 7日一部改定
平成22年 6月12日一部改定
平成24年 4月13日一部改定
平成26年 6月14日一部改定
平成30年 5月 1日一部改定
令和 2年 6月13日一部改定
令和 4年 3月18日一部改定
令和 4年11月24日一部改定

選 挙 規 程

第 1 章 総 則

第 1 条 (目 的)

この規程は組合同規約第25条、第31条、第37条、第44条に基づき組合の役員、幹部の選挙について定める。

第 2 条 (基本理念)

選挙は組合員の良識に基づいて公正明朗に実施しなければならない。

第 2 章 選挙管理委員会

第 3 条 (選挙管理委員会の設置)

中央執行委員長は選挙の円滑な運営をはかるため委員会の議を経て選挙管理委員会を設置する。

第 4 条 (構 成)

(1) 支部選挙管理委員会

支部選挙管理委員会は支部ごとに次の通り構成する。

委 員 長 1 名

委 員 若干名

(2) 中央選挙管理委員会

中央選挙管理委員会は中央執行委員中より1名、代議員中より若干名をもって構成し、中央選挙管理委員長は互選によってこれを定める。

第 5 条 (選挙管理委員会の業務)

支部選挙管理委員会及び中央選挙管理委員会は次の業務を行なう。

1. 選挙の公示
2. 選挙人名簿の作成
3. 立候補者、推薦候補者届出受理、締め切り日時の公示
4. 候補者に関する公示
5. 選挙運動の管理に関する事項
6. 投票結果の確認と発表
7. その他選挙の管理に必要な一切のこと

第 3 章 代議員の選挙

第 6 条 (選挙区と補充選挙)

代議員の選挙は別に定める選挙区分ごとに組合員の直接無記名投票によって行なう。

死亡、辞任、退職、転勤などの理由により代議員に欠員を生じたときは、その日から2週間以内にその選挙区内において補充選挙を行なうものとする。

第 7 条（代議員の選出基準）

代議員の選出基準は、支部組員 20 名から 30 名までは 1 名、31 名から 50 名までは 2 名、51 名から 70 名までは 3 名、71 名から 90 名までは 4 名、これ以上の場合も同じ割合で選出する。

上記基準のほか、委員が大会においては代議員となる。

第 8 条（立候補の種類）

代議員の立候補は組員自ら立候補する場合と他の組員 3 名の推薦により本人が承諾して立候補する場合の二種類とする。

第 9 条（立候補の届出）

立候補者は支部選挙管理委員会の発行する所定用紙に必要事項を記入捺印の上、締め切り期日までに支部選挙管理委員会に届出なければならない。

第 10 条（代議員の投票）

代議員選出の投票は完全連記制による。

第 4 章 委員の選挙

第 11 条（選挙区と補充選挙）

委員の選挙は別に定める選挙区分ごとに組員の直接無記名投票によって行なう。

死亡、辞任、退職、転勤などの理由により委員に欠員を生じたときは、その日から 2 週間以内にその選挙区において補充選挙を行なうものとする。

第 12 条（委員の選出基準）

委員の選出基準は、原則、支部組員 60 名までは 1 名、61 名から 100 名までは 2 名、101 名から 140 名までは 3 名、これ以上の場合も同じ割合で選出する。

第 13 条（立候補の種類）

立候補の種類は代議員の場合の定めに準ずる。

但し、推薦候補者の場合は組員 5 名以上の推薦を要するものとする。

第 14 条（立候補の届出）

立候補の届出の手続きは代議員の場合の定めに準ずる。

第 15 条（委員の投票）

委員選出の投票は完全連記制による。

第 5 章 役員の選挙

第 16 条（役員の選出）

役員は組員の直接無記名投票により選出された代議員の直接無記名投票により選出する。

但し、死亡、辞任、罷免、転勤、退職などの理由により役員に欠員を生じたときは、選挙管理委員会の定める期日までに補充選挙を行なうものとする。

第17条（中央選挙管理委員会）

役員の選挙に関しては中央選挙管理委員会を設け、第5条の業務を行なう。

第18条（立候補の種類等）

立候補の種類並びに届出の手続きは代議員の場合の定めに準ずる。

但し、推薦立候補の場合は組員10名以上の推薦を要するものとする。

第19条（立候補の制限）

役員の立候補はこれを重複して行なうことはできない。

第20条（選挙の順序）

役員は次の順序により選出する。

但し、中央選挙管理委員会が適当と認めた場合は選挙を併合して行なうことができる。

- | | |
|----------|-----------|
| ①中央執行委員長 | ②副中央執行委員長 |
| ③中央書記長 | ④副中央書記長 |
| ⑤中央執行委員 | ⑥会計監査 |

第21条（役員の投票）

- ① 中央執行委員長、中央書記長選出の投票は単記制により、副中央執行委員長、副中央書記長、中央執行委員、会計監査の投票は完全連記制による。但し、中央選挙管理委員会が適当と認めた場合、単記制で行なうこともできる。
- ② 顧問、特別中央執行委員は中央執行委員会の議を経て中央執行委員長が任命し大会にて報告する。

第 6 章 投票・開票

第22条（投票日時）

投票は選挙管理委員会の公示した場所および時間内に行なう。

但し、代議員、委員の選出に際し、当日投票できない者はそれ以前の日に不在投票を行なうことができる。

第23条（投票用紙）

各種投票用紙は選挙管理委員会の発行したものでなければならない。

第24条（開 票）

- ① 開票は選挙管理委員会が投票完了を認めた後でなければ行なうことができない。
- ② 開票は公開とし選挙管理委員会がこれを行なう。

第25条（判 定）

投票における有効および無効の判定は選挙管理委員会が行なう。

第26条（無効の基準）

次の各号の一に該当する投票はすべて無効とする。

1. 所定の投票用紙を用いないもの
2. 必要以外のことを記入したもの
3. 記入の確認ができないもの
4. 規程の員数を超え、または不足しているもの

第27条（当選の決定）

当選は得票数の多い者から順次決定する。但し、得票数が同数のため当選者を決定できないときは決戦投票を行なう。

第28条（信任投票）

立候補者数が定員と同数である場合は、この立候補者を無競争当選と認め直接無記名投票による信任投票を行なう。

第29条（異議の申立）

組合員は選挙並びに当選の効力に関して異議のあるときは選挙管理委員会にこれを申し立てることができる。

異議申し立てにつき選挙管理委員会がその選挙ならびに当選の全部または一部を無効と決定したときは大会の承認を経て全部又は一部につき再選挙を行なう。

第 7 章 附 則

第30条（改 正）

この規程は代議員の直接無記名投票による過半数の決議がなければ改正できない。

第31条（施 行）

この規程は平成 5年6月5日から施行する。

平成 8年 6月1日一部改定

平成14年 6月1日一部改定

平成15年 6月7日一部改定

平成19年 6月2日一部改定

平成20年 6月7日一部改定

議 事 規 程

第 1 章 総 則

第 1 条 (目 的)

この規程は組合同規約第19条に基づき諸会議の正常円滑な諸事運営を図るため定める。

第 2 条 (定めのない場合)

この規程に定めのない事項で必要なことはその都度会議で決めることができる。

但し、その効力はその会議のみとする。

第 2 章 大 会

第 3 条 (大会の開催)

規約第20条に従い大会を開催する場合は開催日時、場所及び大会議案を5日前までに公示しなければならない。

但し、緊急を要する場合はこの限りではない。

第 4 条 (出席の通知)

大会に出席しようとする代議員は受付に出席を通知しなければならない。

第 5 条 (委任の手続き)

- ① 大会に出席できない者は大会議長に委任することができる。
- ② 委任者は所定の用紙に必要事項を記入捺印し、大会の開催当日までに中央書記長宛に提出しなければならない。

第 6 条 (資格審査委員会)

- ① 大会が成立しているか否かを審査するために資格審査委員会を設ける。
- ② 資格審査委員会は中央執行委員会が推薦した若干名の代議員・委員をもって構成し互選によって委員長を選出する。

第 7 条 (資格審査委員長の任期と権限)

- ① 資格審査委員長は委員会を代表し、大会構成員の出席、委任を集計し大会に報告する。
- ② 大会は資格審査委員長の大会成立の報告がなければ議事に入ることができない。

第 8 条 (司 会)

大会議長が選出されるまで司会は中央書記長が行なう。

第 9 条 (議長、副議長の選出)

大会の議長、副議長は中央執行委員長が代議員中より推薦し大会の承認を経て決定する。

第10条 (議長、副議長の責任と権限)

議長、副議長は大会を代表し、大会の運営と進行に責任をもち議事の運営並びに進行を妨げる者がある時は大会にはかり退場を命ずることができる。

第11条 (大会書記)

議長は議事を記録するため大会の承認を経て大会書記若干名を任命する。

第12条（発 言）

大会で発言しようとするときはすべて議長に通告し、その指名を受けなければならない。

第13条（採 決）

- ① 大会議案の採決は組合同約に特別の定めがないかぎり多数決によるが、可否同数のときは議長がこれを決する。
- ② 採決は特に定められたもの以外は挙手、起立又はその他の方法でとることができる。

第 3 章 委 員 会

第14条（委員会の招集）

委員会の招集は中央執行委員長が行ない、開催日時、場所、議案とともにその2日前までに公示しなければならない。
但し、緊急を要する場合はこの限りでない。

第15条（議長の選出）

議長は委員の互選により選出する。

第16条（委 任）

- ① 委員会に出席できないものは委員会議長に委任することができる。
- ② 委任者は所定の用紙に必要事項を記入捺印し、委員会の開催当日までに中央書記長宛に提出しなければならない

第17条（資格審査）

委員会の成立は議長が審査する。議長による成立の報告があるまでは議事に入ることができない。

第18条（採決・その他）

委員会における発言並びに採決の方法等その他議事の運営は大会に準ずる。

第 4 章 中央執行委員会

第19条（中央執行委員会の招集）

中央執行委員会の招集は中央執行委員長が行ない、開催日時、場所及び議案はその前日までに通知しなければならない
但し、緊急を要する場合はこの限りではない。

第20条（議 長）

中央執行委員会の議長は中央執行委員長が務める。

第21条（議事の運営）

中央執行委員会における議事の運営は委員会に準ずる。

第 5 章 附 則

第 2 2 条 (改 正)

この規程は代議員の直接無記名投票による過半数の決議がなければ改正できない。

第 2 3 条 (施 行)

この規程は平成 5 年 6 月 5 日から施行する。

平成 1 5 年 6 月 7 日一部改定

平成 2 0 年 6 月 7 日一部改定

専従役員職員取扱規程

第 1 章 総 則

第 1 条

組合はその任務を達成するために専従者を置く。専従者は原則として三役構成員中より選出する。
服務ならびに給与については、この規程に定めのない事項で必要が生じた時はその都度中央執行委員会において決定する。

第 2 章 勤 務

第 2 条

専従者の職員の勤務する場所は原則として本部事務所とする。

第 3 条

専従職員の就業時間は原則として 8 時 30 分より 17 時までの 7 時間 45 分とする。
但し、中央執行委員会が必要と認めた時はこれを変更することができる。

第 4 条

専従職員が休暇をとる場合は前日までに中央執行委員長に届出なければならない。

第 3 章 給 与

第 5 条

専従職員の給与は月給制とする。

第 6 条

専従期間の昇給及び一時金は本部所属所管の当該取扱いの最高額を支給する。

第 7 条

専従者は専従期間中、専従手当を支給する。

第 8 条

事務職員の給与及び一時金は本人の年齢、経験、能力等を勘案し中央執行委員会の議を経て決める。

第 9 条

事務職員が時間外、休日勤務を行なった場合は会社給与規程に準じ割増手当を支給し、日常出張を行なった場合は組合員出張に準じた旅費を支給する。

第 10 条

専従職員の給与計算期間及び支払日は労働協約に定める給与規程による。

第 11 条

半専従者には組合活動によって失われた賃金の同額を支給する。

第 4 章 休日・休暇

第 12 条

専従職員の休日、週休日、有給休暇は労働協約に定める規程による。

第 5 章 保 険

第 13 条

専従者の社会保険の事業主負担額は組合にて負担する。

第 14 条

専従職員の傷害保険は組合にて加入する。

第 6 章 附 則

第 15 条

専従者が業務で自家用車を使用する場合、経費は組合負担とする。

但し、あらかじめ中央執行委員長に届出なければならない。

第 16 条

この規程の適用に関しての解釈は中央執行委員会が行なう。

第 17 条

この規程の改廃は委員会の決議により行なう。

第 18 条

この規程は平成 5 年 6 月 5 日より実施する。

平成 15 年 6 月 7 日一部改定

労働金庫対策委員会規程

第 1 条（目 的）

この規程は組合同約第7条の規程に基づいて組合員が東海労働金庫（以下労働金庫という）を利用育成するに際し、その公正かつ円滑を期することを目的とする。

第 2 条（業 務）

委員会は労働金庫に関する次の業務を行なう。

1. 組合員への啓蒙宣伝活動
2. 組合の出資及び組合資金の預け入れの推進
3. 組合員及びその親族の預金の推進及び取扱い
4. 組合員の融資に対する借り入れ手続き及び返済手続き
5. 組合資金の融資手続き及び返済
6. その他の必要な事項

第 3 条（職場推進委員会の設置）

- ① 委員会は第3条第1項、第3項を行なうにあたり、職場推進委員会を設置する。
- ② 推進委員長は中央書記長が任にあたる。
- ③ 各支部に推進委員を配置し、委員（支部長）がその任にあたる。
- ④ 推進委員の任期については組合同約第48条の規程を準用する。

第 4 条（預 金）

- ① 第3条第3項の預金は、一斉積立金を主とし、その他労働金庫で取扱う各種預金とする。
- ② 前項の一斉積立預金は組合員全員が毎月一斉に一定の金額を積立する預金をいう。
- ③ 前項の一斉積立預金については別に定める。

第 5 条（預金の方法）

組合員及びその親族の預金は次の方法にて行なう。

1. 組合員は組合に預金の種類、額等を申し込み、組合は貸金控除の手続きをする。
2. 貸金控除ができない場合は直接組合に持参する。
3. 組合員が労働金庫窓口、自動機により行なう。

第 6 条（融資申込及び限度額、金利）

- ① 融資申込及び限度額は、各商品の労働金庫が定める限度額に準ずる。但し、未成年者は親権者の同意書を必要とする。
- ② 第3条第4項、第5項の融資は、労働金庫で取扱う各種融資とする。
- ③ 融資申込者は労働金庫所定の申込用紙に必要事項を記入の上、組合の確認を得て、労働金庫へ申し込むこととする。
- ④ 必要に応じて、保証人を付けることがある。
- ⑤ 保証人は、場合によっては保証機関日本労働信用基金協会（以下日本労信協という）の保証とすることがある。但し、やむを得ない場合は、労働金庫、組合指定の保証とする。
- ⑥ 融資金利は労働金庫の定めによる。

第 7 条（融資実行）

組合の確認を得て労働金庫へ提出した申込は、労働金庫、日本労信協の審査により融資決定し融資を受ける。尚、融資金の受取りは、申込者の指定による。

第 8 条（返 済）

- ① 返済金は労働金庫の返済規程による。
- ② 返済金は委員会が貸金控除の手続きにより毎月末日に労働金庫に返済する。

第 9 条（返済義務）

- ① 債務者が完済を至らずして退職、死亡、長期欠勤、或いは組合員の資格を失った場合は、本人給与、退職金を労働金庫の債務の弁済に充当せしめるものとする。
- ② 管理職等非組合員となった場合、本人と組合との協議により返済を継続できる。
- ③ 定年退職した場合は、本人、労働金庫、組合との協議により一定条件のもと継続返済できる。
- ④ 本人死亡の場合、団体信用生命付融資については労働金庫が家族とともに手続きを取り保険金を債務へ充当する
- ⑤ 保証人付融資については、本人に返済能力が無い場合は、直ちに保証人が返済する。
- ⑥ 担保付融資、保証協会付融資については労働金庫にて所定の手続きを取る。
- ⑦ 組合は、保証協会免責にならないように退職者の情報提供等返済金回収に協力する。

第 13 条（事業の監査）

この委員会の事業の監査は組合の監査時に、組合の会計監査によって預金及び借入金通帳その他関係帳簿、書庫書類について行なう。

第 14 条（規程の改廃）

この規程は委員会の過半数の決議により改廃することができる。

第 15 条（実 施）

この規程は昭和 46 年 8 月 30 日より実施する。

平成 14 年 6 月 12 日一部改定

平成 14 年 11 月 7 日一部改定

令和 3 年 10 月 1 日一部改定

組合事務規程

1. 専従者手当は、毎月給与の13%とする。

但し、同格者が昇給した時はそれに見合う金額を充当する。

会社に復帰した時は、会社は再確認する。

2. 組合出張旅費は次の通りとする。

宿 泊（一泊） 12,000円

日 当（一日） 3,000円

但し、宿泊については、三役会、中央執行委員会、委員会、青年協行事、組合内外の研修は実費とする。また、海外出張の場合は別途内規に準ずるものとする。

3. 専従者の自家用車借上げ使用については次の通りとする。

該 当 者 組合三役本部専従者で、本人が希望するもの

借上料代 月額 4,000円

そ の 他 （別途内規に準ずるものとする）

4. この規程の変更は委員会の決議により変更できる。

5. この規程は平成5年5月8日より実施する。

平成13年 6月 2日一部改定

平成14年 3月 6日一部改定

平成15年 2月23日一部改定

平成16年 2月29日一部改定

上記は当法人の規約及び選挙規程に相違無い

2022年11月24日

申請日 2022年11月24日

中北薬品労働組合
代表者 片野 信吾